特定建設作業実施届出書

年　　月　　日

寝屋川市長　様

住　所
届出者
氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（TEL　　）

特定建設作業を実施するので、
□ 騒音規制法第14条第1項（第2項）
□ 振動規制法第14条第1項（第2項）
□ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）
の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年　月　日から 年　月　日まで			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	休業日	実働時間
	自　時	至　時	日曜・祝日	時間
騒音又は振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	（TEL　　）			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	（TEL　　）			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	（TEL　　）			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	（TEL　　）			

※ 受理番号		※ 本市使用欄
※ 受理年月日		
※ 審査結果		
※ 備考		

添付書類
1. 特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取図
2. 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表
3. 夜間・休日作業の場合、道路使用許可証等一式（写し）

備考1. この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
2. 特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
3. 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
4. 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
5. 特定建設作業の実施7日前までに届け出ること。
6. ※の欄には、記入しないこと。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

受付印	

騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法

該当する事項に〇をしてください。

	項目			内容
作業に係る措置	建設機械工法	①	使用する建設機械及び採用する工法について	1. 低騒音・低振動型建設機械を使用した低公害型工法　2. 標準型建設機械を使用した標準型工法
	公害防止策	②	公害防止の対策内容について	1. 防音塀　2. 防音シート　3. 防音パネル　4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置　6. 作業時間帯の配慮　7. 散水 8. その他（　　）
		③	対策の範囲について	1. 防音塀　a 現場周辺全て　b 現場周辺一部　c 民家側全て　d 民家側一部 2. 防音シート　a 現場周辺全て　b 現場周辺一部　c 民家側全て　d 民家側一部　e 機械周囲 3. 防音パネル　a 現場周辺全て　b 現場周辺一部　c 民家側全て　d 民家側一部　e 機械周囲 4. 防音カバーを機械周囲に設置
		④	対策を講じない場合、その理由	1. 周辺に民家等なし　2. 短期間　3. 小規模作業　4. その他（　　）
工事現場における措置	公害防止の管理体制	⑤	公害防止の管理体制について	1. 苦情対応責任者　a 選任〔常駐・代行者選任〕　b 自主管理責任者兼務　c 所長兼務 2. 苦情専用窓口設置　3. その他（　　）
		⑥	現場及び周辺のパトロールについて	1. 定期的に実施　2. 随時実施
	現場周辺状況	⑦	周辺に教育施設、病院等の有無について	1. 有（a 学校・b 保育所・c 図書館 d 病院及び診療所等（入院させる施設を有するもの） e 特別養護老人ホーム f 幼保連携型認定こども園）　2. 無 **※有の場合は、周辺の生活環境に特に配慮して作業を行うこと。**
	苦情が生じた場合の措置	⑧	工事現場での措置について	1. 防止対策の強化　a 防音塀　b 防音シート　c 防音パネル　d 防音カバー 2. 作業時間・曜日等の変更　3. 工法、建設機械等の変更 4. 動力源の適正配置　5. 陳情者に誠意をもって説明 6 散水の強化　7. その他（　　）
		⑨	搬出入道路の措置について	1. 経路の変更　2. 時間・曜日等の変更　3. 使用台数の減少 4. 陳情者に誠意をもって説明　5. その他（　　）
	住民への周知	⑩	周知の方法について	1. 説明会　2. 地元役員等折衝　3. 各戸説明　4. 立看板 5. 周知文配布　6. その他（　　）
石綿（アスベスト）関係		⑪	工事開始前の石綿事前調査	1. 実施済　2. 未実施または、調査中【調査結果判明日（　年　月　日予定）】
		⑫	発注者への事前調査結果の報告	1. 報告済　2. 報告予定（　年　月　日予定）　3. 自主施工
		⑬	現場への事前調査結果の掲示板の設置	1. 掲示済　2. 未掲示または、掲示予定（　年　月　日掲示予定）
			上記項目⑪、⑫、⑬について	※未実施の場合は、以下の項目について実施します。【□に☑を記入】 □　・事前調査（特定建築材料使用の有無）の実施（元請又は自主施行者） □　・事前調査結果・届出内容の発注者への説明（元請） □　・事前調査結果の記録の作成・保存（元請・自主施工者） □　・事前調査結果の下請負人への説明（元請） □　・事前調査結果の掲示（元請・自主施工者）
		⑭	石綿使用の有無、およびその確認方法	1. 有　2. 無　｜　1. 目視及び設計図書　2. 分析　3. H18年9月1日以降設置
		⑮	石綿使用建材の種類	1. 吹付け石綿　2. 石綿含有断熱材　3. 石綿含有保温材　4. 石綿含有耐火被覆材 5. 石綿含有仕上塗材（　　㎡） 6. 石綿含有成形板（石綿含有下地調整材、ビニル床シート等含む）（　　㎡） 7. 使用なし
		⑯	特定粉じん排出等作業実施届出 または 石綿排出等作業実施届出の提出	1. 届出済　2. 届出予定（　年　月　日予定）　3. 届出必要なし、または石綿使用なし

本作業の公害防止自主管理責任者	氏名	代行者も選任している場合、その氏名
	TEL　（　　）	TEL　（　　）

特定建設作業の種類並びに使用される機械の名称、型式及び仕様

特定建設作業の種類		機械の名称	型　式	仕　様	台　数	使用時間	備　考
	を使用する作業					～	
	を使用する作業					～	
	を使用する作業					～	
	を使用する作業					～	
	を使用する作業					～	

備考

1 特定建設作業の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。

2 仕様の欄には、原動機の定格出力（空気圧縮機・バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー・ショベル系掘削機械）、または混練容量（コンクリートプラント）もしくは混練重量（アスファルトプラント）を記載すること。

特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程

工程 ＼ 特定建設作業の種類		特定建設作業を実施する工程																												
	を使用する作業																													
	を使用する作業																													
	を使用する作業																													
	を使用する作業																													
	を使用する作業																													
建設工事の工程																														

【参考】騒音・振動に係る特定建設作業

適用		特定建設作業の種類
騒音	法又は条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（※） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混連機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（※※）
	条例	9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（※） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
振動	法又は条例	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業（※） 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（※）
	条例	5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業

（※）　作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

（※※）　一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。